平成２３年（フ）第２３１号
川崎市川崎区中瀬２丁目11番５―301号　栗好マンション
債務者　加瀬　浩和
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
川崎市川崎区中瀬２丁目11番５―301号　栗好マンション
債務者　加瀬　幸子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
川崎市宮前区鷺沼１丁目９番地８　200
債務者　清水　克也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
川崎市宮前区東有馬５丁目９番８号　アスターハイツ103、前住所川崎市宮前区東有馬５丁目29番28号　シャルムＡ102
債務者　吉村　繁和
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
岡山県瀬戸内市長船町土師2142番地18
債務者　中村　　強
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７号
岡山市北区岩井２丁目４番９―２号　テルヅォ・レオーネＢ―201
債務者　金田　純子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２５２号
東京都世田谷区赤堤５丁目19―14―201
債務者　永井　竜二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９５号
東京都多摩市永山１丁目１―７―403
債務者　藤居　道子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９６号
神奈川県川崎市幸区小倉363―108
債務者　須藤美和子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２３号
神奈川県大和市上和田2412　上和田団地３―４―101
債務者　飯村　勝美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２４号
千葉県船橋市南三咲２丁目33―８―103
債務者　笠川　勝明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２６号
埼玉県狭山市狭山18―５　清水ハイツＡ―203
債務者　田中　政美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２７号
東京都杉並区高円寺南４丁目２―６―402
債務者　三好　梨香
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３３０号
千葉県船橋市本郷町417―２―203
債務者　山本　洋司
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３３１号
千葉県船橋市本郷町417―２―203
債務者　山本　未知
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部